

ホームヘルパーサービスのご案内

いい笑顔！



いい介護！

ヘルパーステーション若松

北中城村字喜舎場360番地1

電話 (098) 935-5202





ヘルパーステーション若松



年を取っても、障害をもっても 自宅で豊かに生活していけるよう
私達 訪問介護員(ヘルパー)がお手伝いします。

基本方針

1. ホームヘルパーの公共性を自覚し、家族も含めた支援を行う
2. 明るく笑顔でサービスが提供できるよう努める
3. 個人の尊厳を尊重した介護サービスを目指す

事業内容

- ・介護保険
- ・障害者自立支援

北中城村の委託事業

- ・軽度生活援助業務（自立と認定された方）
- ・配食サービス事業

営業時間

- ・月曜日～金曜日（祝祭日休）
- ・8時30分～17時00分

サービス提供時間

- ・月曜日～日曜日（祝祭日も訪問いたします）
 - ・7時00分～19時00分
- ※その他の時間は相談に応じます。

訪問地域

北中城村・中城村・宜野湾市・沖縄市

訪問介護とは

ホームヘルパーが要介護または要支援の方の自宅を訪問し、食事・入浴・排泄などの身体介護や、調理・洗濯・掃除などの生活援助を行います。また、生活や介護に関する相談助言を行うことです。

サービス費用のめやす

身体介護（30分以上1時間未満） 4,440円（利用者負担：444円）

生活援助（30分以上1時間未満） 2,600円（利用者負担：260円）

※早朝・夜間、深夜などは加算あり。＊当事業所は事業所体制加算があり

※要支援では利用できません。

介護予防訪問介護とは

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによる「目標指向型」のサービスが提供されます。

サービス費用のめやす（月単位の定額）

週1回程度の利用

要支援1・2 1カ月 12,260円（利用者負担 1,226円）＋（処遇改善加算 49円）

週2回程度の利用

要支援1・2 1カ月 24,520円（利用者負担 2,452円）＋（処遇改善加算 98円）

週2回程度を超える利用

要支援2のみ 1カ月 38,890円（利用者負担 3,889円）＋（処遇改善加算 156円）

※身体介護・生活援助の区分はありません。

※乗車・降車介助は利用できません。

ヘルパーの主な仕事内容

身体介護

入浴介助・排泄介助・食事介助・病院受診介助など

生活援助

調理援助・掃除援助・洗濯援助・生活用品の買い物など

相談・助言

生活や介護に関する相談助言

障害者自立支援

介護保険以外にも、障害者自立支援法の介護給付の訪問系サービスである「居宅介護」「重度訪問介護」の事業も行っていきます。

相談・申し込みは相談支援事業者（市町村）にご相談下さい。

北中城村からの委託事業として

1. 軽度生活援助事業

目 的：日常生活を営むのに支障のある老人の世帯にたいして、ヘルパーを派遣し、老人の日常生活の世話をを行い、老人が健全で安全な生活を営むことができるよう支援する。

対 象 者：北中城村内に居住するおおむね65歳以上の方であって、介護保険から漏れた方。

費用負担：原則として1時間236円（平成26年4月改定）

2. 配食サービス事業

目 的：日常生活に支障のある在宅の要援護老人等に対し、配食サービスを通して食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否確認を行い、もって、高齢者等の福祉の向上を図ること。

対 象 者：おおむね65歳以上の単身世帯 高齢者のみの世帯 身体障害者
※加齢、心身の障害及び疾病等により食事の調理が困難な方

費用負担：1食300円

配食時間：16時～17時の間。

※ご本人が不在の時は、配食する事ができません。

軽度生活援助・配食サービスの申込みは、下記の番号へお問い合わせ下さい。

北中城村役場の福祉課（電話：935-2233）

又は、北中城村地域包括支援センター（電話：935-5922）

介護で困ったことがありましたら、ヘルパーステーション若松まで、ご連絡下さい。
必要に応じて、関連施設へお繋ぎ致します。

ホームヘルパーサービスご利用の皆様へ

利用者の皆様にも気持ちよくサービスを受けていただけるように、次のことについてご理解、ご協力をお願いします。

- ① ホームヘルプサービスは食事、洗濯、掃除などに関しても利用者 1 人のサービスを行う事が原則です。同居のご家族に関わる家事サービスは提供できかねますので、ご理解下さい。
- ② ヘルパーが利用者宅へ訪問する際に利用者の方が不在の時には、業務は出来ません。
 - ◎訪問時、利用者宅の鍵が開いていて、利用者の方が不在であった場合は、利用者の方が帰宅されるまで業務はできません。ヘルパーが訪問して20分～30分過ぎた場合は、当日の訪問は中止と致します。
 - ◎ヘルパーが訪問した際に、利用者の方が病院受診や急病で不在になった場合は、当日のヘルパーの訪問は中止となります。ヘルパー訪問日に病院受診や外出などで、不在となる場合は前もって、ヘルパーステーションまでご連絡下さい。
- ③ 原則として、ヘルパーは利用者の家の鍵を預かることはできません。
- ④ ヘルパーの自家用車に利用者を同乗させることは禁止されています。安全のためにもご理解をお願いします。
- ⑤ ヘルパーに対して、食事やお茶の接待などのお気遣いは不要です。
- ⑥ 必要時（職員の休みの代替などの勤務調整など）に、随時あるいは臨時に担当者を変更することがありますのでご了承下さい。その際は、事前に連絡しサービス提供に支障が出ないように配慮します。
- ⑦ 当日のサービス業務がすんだら、その都度、サイン又は確認印を押印してくださるようお願いいたします。
- ⑧ ホームヘルプサービス業務中、ヘルパーに起因する家屋、物品等の破損があった場合はホームヘルパーステーションまでご連絡下さい。
- ⑨ ヘルパーが決められた時間内でサービスを提供します。必要なサービスについては時間内にご依頼下さい。
- ⑩ その他ヘルパーステーションに対してのご意見、ご要望をお寄せ下さい。

医療法人アガペ会

北中城 若松病院

TEL935-2277(代)

介護老人保健施若松苑

TEL935-5858

ファミリークリニックきたなかぐすく

TEL935-5517

訪問看護ステーション若松

TEL935-5818

ケアプランステーションゆい

TEL935-3066

案内図

